

## 第三者評価結果（小規模住居型児童養育事業）

種別：	小規模住居型児童養育事業
-----	--------------

### ①第三者評価機関名

(公社)岡山県社会福祉士会
---------------

### ②施設名等

名称：	Anneの家
施設長氏名：	松本 芳也
定員：	6人
所在地(都道府県)：	岡山県
URL：	<a href="https://www.npo-homepage.go.jp/npoportal/detail/033000805">https://www.npo-homepage.go.jp/npoportal/detail/033000805</a>

### ③実施調査日

開始日	2024/6/1
評価結果確定日	2024/10/26

### ④総評

<p>【特に評価が高い点】</p> <p><b>I 福祉サービスの基本方針と組織</b></p> <p><b>I-1 理念・基本方針</b> 理念ならびに基本方針は、ホーム長のヒアリングから聞き取れる子どもに対する思いやその姿勢、「子どもの権利条約」の考え方、「岡山県社会的養育推進計画」の基本理念や基本目標とも整合性がとれています。</p> <p><b>I-2 事業計画の策定</b> 特筆すべきものはありません。</p> <p><b>I-3 ホーム長（管理者）の責任とリーダーシップ</b> ホーム長は、ファミリーホームを経営するにあたり、NPO法人を設立しました。また、ファミリーホームとしての社会的役割も理解されており、その実現のため、1ファミリーホームでは体制が脆弱であることを認識し、県内のファミリーホームをまとめファミリーホーム協会の会長としても活躍しています。ファミリーホームで提供される食事について、野菜は自前の畑で取れたものを使用しています。</p> <p><b>II 組織の運営管理</b></p> <p><b>II-1 経営状況の把握</b> ホーム長はファミリーホームとしての社会的役割を認識していることから、児童相談所の一時保護事業の受け入れ、行政へはトワイライトステイの受入を要望しています（行政の都合により実現できていない）。また、前述のファミリーホーム協議会を立ち上げ、施設体制協賛金の適用を実現させました。それにより、後述する補助者の補充を果たすことができました。また、後述のように地元大学と連携し、ファミリーホームについて広く理解を促す活動も進めています。</p> <p><b>II-2 人材の確保・養成</b> 2024年9月より養育者1名を個別対応職員として配置転換すると共に、この職員は看護師資格を取得しているため、子どもの医療的支援を行うとともに、受審ホームが他のファミリーホームでは対応が難しい子どもの受け入れも担っています。また、子どもの医療的支援を行うとともに、受審ホームが他のファミリーホームでは対応が難しい子どもの受け入れも担っていることから、児童相談所の信頼は厚いです。そのため、児童相談所の実習プログラムの一部として受審ホームへの見学が組み込まれています。受審施設の性質上実習生の受入が難しいことは理解できる一方、他の実習プログラムに賛同して受け入れている状況は、目を見張るものがあります。また、前述の施設体制強化資金の一部を使用し、同大学の実習生をアルバイトとして受け入れることで、実習生が社会的養護関係施設へ就職した事例もあり、間接的な人材養成に貢献しています。</p> <p><b>II-3 安全管理</b> ファミリーホーム協議会で「防災対策物品購入等ファミリーホーム備蓄のすすめ」を作成し、それにしたがって備蓄米や水などが準備されています。子どもに対しては、地元消防署のイベントに参加させたり、一緒に近くのため池や指定避難所などに散歩して、防火・防災の大切さを醸成したり、危険な場所を確認したりしています。ハザードマップも2024年1月版が常備されていました。</p> <p><b>II-4 地域との交流と連携</b> 積極的に地域と交流されており、地域の社会資源を活かした子どもの養育が行われています。また、受審ホームがもつ機能を地域に積極的に還元しています。ハード面では、児童相談所の職員の研修施設や施設で働く職員の子どもの遊び場として受審ホームを開放しています。また、近隣の災害の被害が大きいと想定される施設の避難先として、自ホームで避難者の受け入れが可能なことを関係者に説明しています。ソフト面では、里親・ファミリーホームでの経験を活かしたネットワークづくりや研修講師、地域の保護者からの相談に看護師資格をもつ養育者が応じるなど、多方面で活動しています。</p>
--

### Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

児童相談所と連携して利用者本位のサービス提供が行われています。自立支援計画をもとに児童相談所の心理士と子ども、養育者との面談やアセスメントが行われ、養育記録も毎月児童相談所に提出するなどしています。また、ファミリーホーム事業における制度上の課題について、積極的に行政に働きかけを行い、ファミリーホーム事業全体の質向上に意欲的に活動されています。

#### A-1 利用者の尊重

子どもの発達段階や障害特性に合わせた取り組みをしています。一人ひとりの気持ちを尊重する姿勢で対応しています。家庭的な環境づくりを大切にしている、ホーム内のイベントなど子どもと一緒に相談をして決めています。

#### A-2 日常生活支援サービス

食育に力を入れていて、野菜の収穫や料理を一緒にするなど、食べ物に興味を持ち食卓が楽しい雰囲気となるようにしています。いつ子どもが退所してもよいように、自立の視点を持って基本的な生活習慣が身につくようにしています。児童相談所をはじめ、それぞれの関係機関と随時情報を共有し連携して対応しています。地域社会とも積極的に関わり、地域で育てる環境が作られています。

【改善が求められる点】

### I 福祉サービスの基本方針と組織

#### I-1 理念・基本方針

理念ならびに基本方針は、「特定非営利活動法人Anneの家定款」や同法人が展開するファミリーホーム事業に係る運営規程で確認できます。その内容は、ホーム長のヒアリングから聞き取れる子どもに対する思いやその姿勢、「子どもの権利条約」の考え方、「岡山県社会的養育推進計画」の基本理念や基本目標とも整合性がとれています。

#### I-2 事業計画の策定

ホーム長のヒアリングにより、設備面の具体的な改修・増築計画は確認できましたが、中・長期計画がないため、それを踏まえた事業計画になっていません。今後、補助者の増員や個別対応職員の設置など、職員体制も複雑化し、人材養成の体制も今後必要となります。そのためにも、計画の策定が必要となってきます。加えて、法律で公表が義務づけられている事業報告書を確認すると、当初掲げられている特定非営利活動に係る事業の中で、実施されていない事業が散見されます。これらを着実に実施するためにも、計画の策定は必要かと考えます。なお、児童相談所を通じて親子による見学受入があるようですが、評価基準に沿った中・長期計画、事業計画(親子に分かりやすく表現されたもの)があれば、見学も有意義なものになると推察されます。

#### I-3 ホーム長(管理者)の責任とリーダーシップ

特筆すべきものはありません。

### II 組織の運営管理

#### II-1 経営状況の把握

特筆すべきものはありません。

#### II-2 人材の確保・養成

職員が専門的な側面からも人数の面からも充足される一方、人事基準は明確になっていません。今後は、受審ホームとして職員のあるべき姿の検討やキャリアパスなどの構築を求めます。あわせて、職員から養育その他普段の悩みなどに関し相談があった場合、第三者的な相談窓口の紹介も可能となるよう体制を整えることも検討してみたいかがでしょうか。

#### II-3 安全管理

今後、リスクマップの作成や整理、地元消防署との連携、感染症に関する危機管理マニュアルの作成が求められます。

#### II-4 地域との交流と連携

積極的な地域交流やホーム機能の地域還元が積極的に行われている一方で、その取り組みの明文化にはいたっていません。中長期計画や単年度計画を作成する際、地域課題やその課題解決に向けた現在の活動内容が盛り込まれることが望まれます。また、地域の病院や福祉施設などを一覧にした社会資源リストを作成して、職員に周知することが望まれます。

### Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

養育者が中心となって子どもの特性に配慮した自由な福祉サービスの選択や実施が行われている一方で、規程やマニュアルなどの文書化、補助者との情報共有が行われていません。まずは、岡山県の「社会的養育推進計画」などを参考に規程やマニュアルの作成に取り組んでみてはいかがでしょうか。また、職員への自己評価や、子どもに対する満足度調査が定期的に行われていません。今回が社会的養護関係施設第三者評価受審の初年度のため、これを機に第三者評価の自己評価や子どもへのアンケートひな型を使用して定期的に行ってみてはいかがでしょうか。

#### A-2 日常生活支援サービス

研修を通して学んだことを他の職員(補助員)にも共有し、問題行動に対する適切な支援技術を習得できる取組が望まれます。

### ⑤第三者評価結果に対する施設のコメント

お世話になりました。とにかく、全てにおいて文書化して保管しなければならないことが分かりました。評価の低いところから1つずつ改善していくことが、ファミリーホームの発展に繋がるものと思いい努力していきます。

## 第三者評価結果（小規模住居型児童養育事業）

### I 福祉サービスの基本方針と組織

#### I-1 理念・基本方針

(1) 理念、基本方針が確立されている。	第三者 評価結果
① 理念が明文化されている。	b
② 理念に基づく基本方針が明文化されている。	b
<p>(特に評価が高い点、改善が求められる点)</p> <p>理念ならびに基本方針は、「特定非営利活動法人Anneの家定款」や同法人が展開するファミリーホーム事業に係る運営規程で確認できます。その内容は、ホーム長のヒアリングから聞き取れる子どもに対する思いやその姿勢、「子どもの権利条約」の考え方、「岡山県社会的養育推進計画」の基本理念や基本目標とも整合性がとれています。但し、基本方針については養育者らの行動規範となるようより具体的な表記が求められます。</p>	

#### I-1 理念・基本方針

(2) 理念や基本方針が周知されている。	第三者 評価結果
① 理念や基本方針が職員に周知されている。	b
② 理念や基本方針が利用者等に周知されている。	c
<p>(特に評価が高い点、改善が求められる点)</p> <p>前述の通り、理念や基本方針は存在しますが、その存在が定款や運営規程、ホーム長の思いに埋もれていて、明確に示されていません。支援の性質上ホームページや広報誌の活用は必ずしもなじみませんが、それら存在しないからこそその工夫が求められます。但し、2022年3月に地元の大学に所属する里親・里子支援サークル、地区里親会と共同でモデルの提案を専門雑誌に投稿されていることは、新しいファミリーホームの考え方やあり方の普及促進という観点から見ると、特筆に値します。</p>	

#### I-2 事業計画の策定

(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。	第三者 評価結果
① 中・長期計画が策定されている。	c
② 中・長期計画を踏まえた事業計画が策定されている。	c
<p>(特に評価が高い点、改善が求められる点)</p> <p>ホーム長のヒアリングにより、設備面の具体的な改修・増築計画は確認できましたが、中・長期計画がないため、それを踏まえた事業計画になっていません。ところで、中・長期計画は、前述の理念・基本方針をもとに策定される3～5年計画であり、中間年(3年程度)で1度見直しをしながら、理念・基本方針が具体的に実施されているかを確認するものです。また、事業計画はそれらを単年度で実施できるよう目的・目標を設定するものであり、年度末にそれが達成されているか見直しが行える仕組みを作る必要があります。後述のように、補助者の増員や個別対応職員の設置など、職員体制も複雑化し、人材養成の体制も今後必要となります。そのためにも、計画の策定が必要となってきます。加えて、法律で公表が義務づけられている事業報告書を確認すると、当初掲げられている特定非営利活動に係る事業の中で、実施されていない事業が散見されます。これらを着実に実施するためにも、計画の策定は必要かと考えます。</p>	

#### I-2 事業計画の策定

(2) 事業計画が適切に策定されている。	第三者 評価結果
① 事業計画の策定が組織的に行われている。	c
② 事業計画が職員に周知されている。	c
③ 事業計画が利用者等に周知されている。	c
<p>(特に評価が高い点、改善が求められる点)</p> <p>前述の通り、中・長期計画が策定されていないため、それに基づいた事業計画がありません。繰り返しになりますが、事業計画はそれらを単年度で実施できるよう目的・目標を設定するものであり、年度末にそれが達成されているか見る基準ともなります。早急に中・長期計画を策定するとともに、2025年度からは事業計画を策定し、それに基づいた養育が行えるようお願いいたします。また、児童相談所を通じて親子による見学受入があるようですが、評価基準に沿った中・長期計画、事業計画(親子に分かりやすく表現されたもの)があれば、見学も有意義なものになると推察されます。</p>	

### I-3 ホーム長（管理者）の責任とリーダーシップ

(1) ホーム長（管理者）の責任が明確にされている。		第三者 評価結果
①	ホーム長（管理者）自らの役割と責任を他の職員に対して表明している。	b
②	遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	b
<p>(特に評価が高い点、改善が求められる点)</p> <p>ホーム長は、自らの責任や受審ホームのあり方についてヒアリングで確認できるとともに、「運営規程」や「業務分掌表」により、ホーム長としての指揮命令、緊急時対応が示されています。法令遵守に関する研修は、主にフォローアップ研修の受講と県内のファミリーホーム協会の研修をそれぞれ年1回受講しているものの、今後幅広い分野の研修受講が求められます。</p>		

### I-3 ホーム長（管理者）の責任とリーダーシップ

(2) ホーム長（管理者）のリーダーシップが発揮されている。		第三者 評価結果
①	質の向上に意欲を持ちその取組に指導力を発揮している。	a
②	経営や業務の効率化と改善に向けた取組に指導力を発揮している。	b
<p>(特に評価が高い点、改善が求められる点)</p> <p>ホーム長は、ファミリーホームを経営するにあたり、NPO法人を設立しました。また、ファミリーホームとしての社会的役割も理解されており、その実現のため、1ファミリーホームでは体制が脆弱であることを認識し、県内のファミリーホームをまとめファミリーホーム協会の会長としても活躍しています。ファミリーホームで提供される食事について、野菜は自前の畑で取れたものを使用しています。また、養育者や補助者の意見や悩みについては都度聞くようにしていますが、「II-2 人材の確保・養成」にも関連しますが、定期的な仕組みを模索されることを希望します。</p>		

## II 組織の運営管理

### II-1 経営状況の把握

(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		第三者 評価結果
①	事業経営をとりまく環境が的確に把握されている。	b
②	経営状況を分析して改善すべき課題を発見する取組を行っている。	b
③	外部監査が実施されている。	b
<p>(特に評価が高い点、改善が求められる点)</p> <p>前述のように、ホーム長はファミリーホームとしての社会的役割を認識していることから、児童相談所の一時保護事業の受け入れ、行政へはトワイライトステイの受入を要望しています(行政の都合により実現できていない)。また、前述のファミリーホーム協議会を立ち上げ、施設体制協資金の適用を実現させました。それにより、後述する補助者の補充を果たすことができました。また、後述のように地元大学と連携し、ファミリーホームについて広く理解を促す活動も進めています。今後は、それらの実績を評価し見える化することで、次のステップに進んでいけるものと考えます。なお、外部監査は行われていませんが、受審施設として1ヶ月に1回、里親養育記録を児童相談所に提出することで、外部の目を担保しています。</p>		

### II-2 人材の確保・養成

(1) 人事管理の体制が整備されている。		第三者 評価結果
①	必要な人材に関する具体的なプランが確立している。	b
②	人事考課が客観的な基準に基づいて行われている。	c
<p>(特に評価が高い点、改善が求められる点)</p> <p>社会福祉士を非常勤として配置し、ホーム外支援とその連携やホーム全体を確認する役割を担ってもらっています。また、2024年9月より養育者1名を個別対応職員として配置転換すると共に、この職員は看護師資格を取得しているため、子どもの医療的支援を行うとともに、受審ホームが他のファミリーホームでは対応が難しい子どもの受け入れも担っています。このように、職員が専門的な側面からも人数の面からも充足される一方、人事基準は明確になっていません。今後は、受審ホームとして職員のあるべき姿の検討やキャリアパスなどの構築を求めます。</p>		

## II-2 人材の確保・養成

(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。	第三者 評価結果
① 職員の就業状況や意向を把握し、必要があれば改善する仕組みが構築されている。	c
② 職員の福利厚生や健康の維持に積極的に取り組んでいる。	b
(特に評価が高い点、改善が求められる点)	
<p>労務管理の着実な実施については行政監査でも指摘されているように、今後課題となっています。前述のように、2024年9月より職員が増加することが見込まれており、適切な労務管理が求められます。福利厚生については、関連団体に加入しており、特定のサービスについて割引が受けられるようになっています。今後は、まず、職員の要望を確認することが求められます。あわせて、職員から養育その他普段の悩みなどに関し相談があった場合、第三者的な相談窓口の紹介も可能となるよう体制を整えることも検討してみたいかがでしょうか。</p>	

## II-2 人材の確保・養成

(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。	第三者 評価結果
① 職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されている。	c
② 個別の職員に対して組織としての教育・研修計画が策定され、計画に基づいて具体的な取組が行われている。	c
③ 定期的に個別の教育・研修計画の評価・見直しを行っている。	b
(特に評価が高い点、改善が求められる点)	
<p>ホーム長が思い描く受審ホームの養育者、補助者としての職員像(期待する職員像)については、ヒアリングで確認できましたが、明文化されていません。以前は、加算の関係で補助者にも関係研修の受講をお願いしていたようですが、近々では確認できませんでした。前述のように、個別対応職員の配置、補助者の増員により、養育体制の強化を図っているところです。これを機に、ホーム外の研修はもちろんのこと、ホーム長が得意とするネットワークを活用した外部講師の招聘により、ホーム内研修の充実も図ってはいかがでしょうか。また、その際は、各職員の将来やキャリア、要望等をヒアリングした上での計画的な実施を求めます。</p>	

## II-2 人材の確保・養成

(4) 実習生の受入れが適切に行われている。	第三者 評価結果
① 実習生の受入れと育成について基本的な姿勢を明確にした体制を整備し、積極的な取組をしている。	b
(特に評価が高い点、改善が求められる点)	
<p>前述の通り、子どもの医療的支援を行うとともに、受審ホームが他のファミリーホームでは対応が難しい子どもの受け入れも担っていることから、児童相談所の信頼は厚いです。そのため、児童相談所の実習プログラムの一部として受審ホームへの見学が組み込まれています。受審施設の性質上実習生の受入が難しいことは理解できる一方、他の実習プログラムに賛同して受け入れている状況は、目を見張るものがあります。また、前述の施設体制強化資金の一部を使用し、同大学の実習生をアルバイトとして受け入れることで、実習生が社会的養護関係施設へ就職した事例もあり、間接的な人材養成に貢献しています。本評価基準が実習生そのものの受入とプログラムの作成・実施を主眼に置いていることから「a」評価にならないまでも、積極的な取組みをしているとここに申し添えます。</p>	

## II-3 安全管理

(1) 利用者の安全を確保するための取組が行われている。	第三者 評価結果
① 緊急時(事故、感染症の発生時など)における利用者の安全確保のための体制が整備されている。	b
② 災害時に対する利用者の安全確保のための取組を行っている。	a
③ 利用者の安全確保のためにリスクを把握し対策を実行している。	c
(特に評価が高い点、改善が求められる点)	
<p>緊急対応マニュアルが用意され、そこには未確認児の搜索態勢についても整備されています。このマニュアルは、過去に活用された実績があります。一方、緊急時、非常災害対策は運営規程に整備されていました。備蓄リストについては、前述のファミリーホーム協議会で「防災対策物品購入等ファミリーホーム備蓄のすすめ」を作成し、それにしたがって備蓄米や水などが準備されています。子どもに対しては、地元消防署のイベントに参加させたり、一緒に近くのため池や指定避難所などに散歩して、防火・防災の大切さを醸成したり、危険な場所を確認したりしています。ハザードマップも2024年1月版が常備されていました。但し、リスクマップの作成や整理、地元消防署との連携、感染症に関する危機管理マニュアルの作成については、これからです。</p>	

## II-4 地域との交流と連携

(1) 地域との関係が適切に確保されている。		第三者 評価結果
①	利用者と地域とのかかわりを大切にしている。	b
②	事業者が有する機能を地域に還元している。	b
③	ボランティア受入れに対する基本姿勢を明確にし、体制を確立している。	c
(特に評価が高い点、改善が求められる点)		
<p>受審ホームでは、子どもたちが下校時に遊びに来たり、敷地内を開放してスポーツや野外活動を行うなどしています。また、子どもが参加するイベントに養育補助者が参加したり、特性のある子を養う職員に受審ホームを開放するなどしています。子どもの通院は、看護師資格のある養育者が個別に対応しています。養育補助者も、日常的な買い物や通院に同行することもあるそうです。ホーム長は、祭りや消防など地域の行事へ参加しており、地区の役員をつとめています。また、児童相談所や里親の前で研修講師を務めて受審ホームの取り組みを紹介したり、児童相談所の新人職員を招いて実際の現場を見学してもらうなどして、受審施設が有する機能を地域に還元しています。看護師資格のある養育者は、学校の授業参観や保護者会などで特性のある子どもの保護者の悩みを聞いたり、相談を受けることもあるとのこと。ボランティアの受け入れについては、受審ホームの敷地の整備ボランティアを受け入れています。このように、地域との関わりを大切にしており、受審施設のもつ機能を地域に還元するなど、積極的な姿勢がある一方で地域との関わりに関する基本姿勢の文書化、ボランティアの受け入れに対するマニュアル等が確認できませんでした。今回の受審を機に新しい職員にも分かりやすいように、受審ホームがもつ機能やボランティアに関する点について、文書やマニュアルを作成してみたいはいかがでしょうか。</p>		

## II-4 地域との交流と連携

(2) 関係機関との連携が確保されている。		第三者 評価結果
①	必要な社会資源を明確にしている。	b
②	関係機関等との連携が適切に行われている。	a
(特に評価が高い点、改善が求められる点)		
<p>児童相談所の担当心理士や教育者の間で、必要に応じて情報共有を行うとともに、定期的な子どもとの面談が行なわれています。地域共通の課題解決に向けて、里親とファミリーホームでチームを作り、協同して児童相談所や行政等に要望を伝えています。また、地域での児童福祉に携わる人材を集めたり、事業を周知する目的として近隣の大学と連携したりして、課題解決に向けて取り組まれています。一方で、地域で現在連携が取れている社会資源のリスト化や、各社会資源の機能や専門性についての文書が作成されていませんでした。緊急時などに養育者以外の補助者が関係機関と繋がるよう、固定電話機の上に掲示されている連絡先一覧等を活用して、より専門性の高い社会資源一覧として更新してみたいはいかがでしょうか。</p>		

## II-4 地域との交流と連携

(3) 地域の福祉向上のための取り組みを行っている。		第三者 評価結果
①	地域の福祉ニーズを把握している。	a
②	地域の福祉ニーズに基づく事業・活動が行われている。	b
(特に評価が高い点、改善が求められる点)		
<p>養育者へのヒアリングでは「民生委員や学校関係の方とは常日頃交流があり、警察は毎月一回程度の訪問があり、適度にコミュニケーションをとりながら地域と連携を図っている」とのことでした。また、前述II-4-(1)のとおり、ホーム長は常日頃から地域住民と交流があります。さらにII-4-(2)のとおり、業界の人材確保や周知のため、地域の大学や同じ職種で支援ネットワークを作り、県内のファミリーホーム事業として先進的な取組が行われています。一方で、具体的に地域の課題にどういったものがあるか、地域での活動についての中・長期計画等は文書化されていませんでした。ホーム長は数年先を見据えて課題解決のためネットワークづくりや地域交流を図られていますので、その活動内容を文書化してみたいはいかがでしょうか。</p>		

## III 適切な福祉サービスの実施

### III-1 利用者本位の福祉サービス

(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		第三者 評価結果
①	利用者を尊重したサービス提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	b
②	利用者のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備している。	c
(特に評価が高い点、改善が求められる点)		
<p>ホーム長は、定期的に権利擁護に関する研修に参加したり、前述II-4-(1)のとおり、ホーム長が研修講師となって事業周知や啓発活動に取り組んでいます。また、利用者を尊重した福祉サービスについて、基本姿勢サービスの標準的な実施方法等について文書化されています。一方で、利用者のプライバシー保護に関しても規定やマニュアルの整備が進んでいません。同様に、研修を受けた内容を他の養育者や補助者へ周知、ホーム内で勉強会や研修が開催されていません。まずはホーム長が受けた研修の資料を他の職員に回覧したり、一緒に振り返る時間などを作ってみてはいかがでしょうか。</p>		

### Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

(2) 利用者満足の上昇に努めている。	第三者 評価結果
① 利用者満足の上昇を意図した仕組みを整備し、取組を行っている。	c
<p>(特に評価が高い点、改善が求められる点)</p> <p>日々子どもたちの意見や希望を取り入れて、利用者満足の上昇に努められていますが、具体的な仕組み作りは整備されておらず、定期的な利用への満足度調査も行われていません。第三者評価の子どもたちへのアンケートひな型などを参考にして、3ヶ月に1回、1年に1回など定期的に子どもたちが声でなく文章で思いを受審ホームに伝えられる仕組み作りをしてみたいかがでしょうか。</p>	

### Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

(3) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。	第三者 評価結果
① 利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備している。	b
② 苦情解決の仕組みが確立され十分に周知・機能している。	c
③ 利用者からの意見等に対して迅速に対応している。	c
<p>(特に評価が高い点、改善が求められる点)</p> <p>子どもたちが、相談しやすい家庭的な雰囲気作りを意識的にされています。受審ホームの間取りも、子どもたちが自室に引きこもらないように、学生服やランドセル、日用品等は自室外で準備ができるように設計されています。苦情解決に関しては苦情の担当窓口が設置され、運営規程に対応方法や連絡先等が明記されていますが、苦情対応マニュアルの作成までにはいたっていません。子どもたちからの意見は、養育上支障が出ない範囲で、福祉サービスの改善に反映されています。子どもたちが思い思いに相談を述べられる環境が整えられている一方で全体的な文書化については行われていませんでした。児童相談所が配布する権利ノートを参考にしながら、受審ホームでも子どもたちがいつでも意見を伝えられると分かる文章を作成して、受審ホーム内に掲示されてみたいかがでしょうか。</p>	

### Ⅲ-2 サービスの質の確保

(1) 質の向上に向けた取組が組織的に行われている。	第三者 評価結果
① サービス内容について定期的に評価を行う体制を整備している。	c
② 評価結果に基づき組織として取り組むべき課題を明確にし、改善策・改善実施計画を立て実施している。	c
<p>(特に評価が高い点、改善が求められる点)</p> <p>日々の養育者間での情報共有や、補助者の課題に寄り添い迅速に報告や指導が行なわれています。一方で、養育者や補助者の自己評価、それに伴う分析は行われておらず、質の向上に向けた取組が組織的に行われることが望まれます。今回の第三者評価での自己評価実施を機に、見えてきた課題を受審ホームでまとめたものを文書化し、改善計画を立ててみたいかがでしょうか。</p>	

### Ⅲ-2 サービスの質の確保

(2) 提供するサービスの標準的な実施方法が確立している。	第三者 評価結果
① 提供するサービスについて標準的な実施方法が文書化されサービスが提供されている。	c
② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	c
<p>(特に評価が高い点、改善が求められる点)</p> <p>提供するサービスの標準的な実施方法についての文章が確認できませんでした。今後は職員の増員を予定しているとのことで、まずは新人職員が業務を把握しやすいような、子どもの日課、職員の1日の業務の流れに関する文書を、現任の養育者や補助者と協議しながら作成されてみたいかがでしょうか。</p>	

### Ⅲ-2 サービスの質の確保

(3) サービス実施の記録が適切に行われている。	第三者 評価結果
① 利用者に関するサービス実施状況の記録が適切に行われている。	a
② 利用者に関する記録の管理体制が確立している。	c
③ 利用者の状況等に関する情報を職員間で共有化している。	c
(特に評価が高い点、改善が求められる点)	
<p>児童相談所の自立支援計画をもとにサービス提供が行われており、養育記録が確認ができました。記録管理の責任者はホーム長となっており、記録の責任者が設置されています。一方で、利用者記録の保管期間、廃棄時期等に関する規程等が定められていません。各種記録の保存期間などは行政に確認しながら、文書保存に関する規程作成が望まれます。利用者の状況等は、養育者記録によって適切に記録されていますが、養育者以外の補助者等への共有までには至っていません。子どもに関する自立支援計画や日々の記録は会社本部にあり、補助者の常時閲覧は難しい環境です。補助者に記録のある場所を伝えるとともに、子どもの状況や養育記録を見たい場合はいつでも閲覧できることを伝えるよう努めてください。</p>	

### Ⅲ-3 サービスの開始・継続

(1) サービス提供の開始が適切に行われている。	第三者 評価結果
① 利用希望者に対してサービス選択に必要な情報を提供している。	b
② サービスの開始にあたり利用者等に説明し同意を得ている。	c
(特に評価が高い点、改善が求められる点)	
<p>子どもの自由なサービス選択に関して、見学や体験入所を実施しており、希望があれば保護者の見学も可能とのことです。サービス開始にあたり、子どもへの説明は児童相談所が行っていますが、必要に応じて養育者が行っています。また、すでに入所している子どもが家のルールを伝えようとしている場合は、あえて養育者がルールを説明せず、それを見守ることもあるそうです。情報提供に関して、受審ホームの決まりごとに関する文書や、パンフレット、ホーム紹介資料などは作成されておらず、サービス内容や料金、重要事項説明書の作成が進んでいませんでした。子どもがサービス利用開始時に不安を抱えないような雰囲気作りや説明はされていますので、養育補助者向けに、入所時に何を説明すればよいかを記したマニュアルを作成してみてください。</p>	

### Ⅲ-3 サービスの開始・継続

(2) サービスの継続性に配慮した対応が行われている。	第三者 評価結果
① 事業者の変更や家庭への移行などにあたりサービスの継続性に配慮した対応を行っている。	c
(特に評価が高い点、改善が求められる点)	
<p>移行支援について、簡易的な移行先の施設向け引き継ぎ文書を作成したり、移行先の家庭や施設職員に直接会って子どもの特性について伝えるなど、継続性に配慮した対応が行なわれています。ホーム長へのヒアリングでは「保護解除になった子どもや保護者から面談の希望があれば、児童相談所を介して連絡をとり、ホームで会って話をしたりして受け入れも行っているが、事例はあまりない」とのことです。サービス提供終了後、10年経って里親時代の子どもが結婚の挨拶に訪問されたこともあったそうです。サービスの継続性に配慮した移行支援が行なわれていますが、その対応方法についての手順や引き継ぎ文書のひな形などは作成されていません。現在実施している継続支援について、その流れを文書化することが望まれます。</p>	

### Ⅲ-4 サービス実施計画の策定

(1) 利用者のアセスメントが行われている。	第三者 評価結果
① 定められた手順に従ってアセスメントを行っている。	b
(特に評価が高い点、改善が求められる点)	
<p>児童相談書の自立支援計画をもとに、担当の心理士がアセスメントを行ない、養育者の支援方針や子どもの意向をくみ取りながら計画に反映しており、養育者の記録が毎月行なわれています。日々の記録として養育者は、毎日子どもの体温測定を行っており、様子観察も含めて記録されています。一方で、その記録の共有や、支援計画の変更、見直し時期の手順などは定められていません。ホーム長自身も児童相談所が実施する支援検討会議に参加する必要性を感じており、行政に働きかけています。ホーム長へヒアリングでは「現在、里親やファミリーホームは児童相談所の措置や措置解除、一時保護に関する会議には参加できない。県内の里親ファミリーホームのネットワークを通じて、児童相談所にその必要性を訴えている」とのことでした。今後、里親やファミリーホームが児童相談所と一体となって支援の方向性を決定付けるための検討会議が開催されることを強く望みます。</p>	

### Ⅲ-4 サービス実施計画の策定

(2) 利用者に対するサービス実施計画が策定されている。		第三者 評価結果
①	サービス実施計画を適切に策定している。	c
②	定期的にサービス実施計画の評価・見直しを行っている。	c
(特に評価が高い点、改善が求められる点)		
<p>サービス実施計画の責任者はホーム長となっていますが、具体的な実施計画の作成まではいたっていません。また、その評価・見直しも文書上で行われていません。利用者一人ひとりに対するサービスの実施状況を統一した方法で記録することで、養育者と補助者間の情報共有につながります。児童相談所が作成した自立支援計画が迅速に受審ホームにわたり、その計画に基づいたサービスの提供、評価・見直しがされることを望みます。</p>		

(別紙)

## 第三者評価結果 (小規模住居型児童養育事業)

### A-1 利用者の尊重

(1) 利用者の尊重		第三者 評価結果
①	子ども自身が自分たちの生活全般について自主的に考え、ホームにおける生活改善ができるよう取り組んでいる。	a
②	ホームでの生活及び援助について事前に説明し、子どもが主体的に決定できるよう支援している。	b
③	多くの生活体験を積ませる中で、子どもがその問題や事態の自主的な解決等を通して、健全な自己の成長や問題解決力を形成できるよう支援している。	a
④	多くの人たちとのふれあいを通し、子どもが人格の尊厳を理解し、自他の権利を尊重し共生できるよう支援している。	b
⑤	子どもの発達に応じて、本人に出生や生い立ち、家族の状況等を適切に知らせている。	a
⑥	被措置児童等虐待防止と早期発見に取り組んでいる。	a
⑦	子どもや保護者の思想や信教の自由は、他の子どもや保護者の権利を妨げない範囲で保障している。	a
(特に評価が高い点、改善が求められる点)		
<p>小学生以下の子どもの発達段階や障害特性を考慮し、主体的に日常生活を送ることができるように取り組んでいます。家庭的な思い出作りに力を入れていて、誕生日会や庭でバーベキュー、また家族旅行を一緒に計画し実施しています。養育者の信教には子どもの意思を確認して一緒に連れて行くなど、そのコミュニティとも良い関わりを持っています。子ども同士のトラブルの間を取り持つ頼もしい補助員が補充されたばかりであり、今後この補助員が子どもとのコミュニケーションを通じ支援経験を積まれることが期待されます。</p>		

### A-2 日常生活支援サービス

2-(1) 支援の基本		第三者 評価結果
①	子どもと養育者らの信頼関係を構築し、個々の子どもの発達段階や課題に考慮し援助している。	a
②	子どもの協調性を養い、社会的ルールを尊重する気持ちを育てている。	b
(特に評価が高い点、改善が求められる点)		
<p>障害特性の強い子どもへの対応に追われることが多い中、一人ひとりに寄り添い発達段階に応じた関わりを心がけています。ルールを守ることが難しいときは、その都度話し合いの場を持つようにしています。地域社会とも積極的に関わり、地域で育てる環境が作られています。時に対応が難しい状況の中で養育者の感情が立ち振る舞いに出ることもありますが、職員同士で補い合うことで相応な対応をしています。</p>		

2-(2) 食生活		第三者 評価結果
①	食事をおいしく楽しく食べられるよう工夫し、栄養管理にも配慮している。	a
②	発達段階に応じて食習慣を習得するための支援を行っている。	a
③	子どもの生活時間にあわせて食事の時間を設定している。	a
(特に評価が高い点、改善が求められる点)		
<p>受審ホームの畑で栽培されている野菜と一緒に収穫したり、年齢に応じて一緒に料理を作るなど、生きる力としての食育に力を入れています。朝食は偏食がある子どもを優先した同じメニューになりがちですが、外食も含め食卓が楽しいものになるように心掛けています。間食はなるべく保育所のおやつを参考にした食事に代わるようなものを手作りしています。お手伝いとしての台所仕事を拒否する子どももいますが、自分の作りたい料理は作るとのことで、その子どもに合わせて台所に立つ機会を設けています。受審ホームに来たばかりの頃は、まるで食に興味がなかった子どもが、今では食べるのが好きで意欲的になっているとのことです。</p>		

2 - (3) 衣生活	第三者 評価結果
① 衣服は清潔で、体に合い、季節にあったものを提供している。	a
② 子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるよう支援している。	a
(特に評価が高い点、改善が求められる点)	
衣類は季節ごとに子どもと一緒に店に行き、試着して体に合った好みのものを購入しています。毎日洗濯された清潔感のある衣服を着て、子どもが選びやすいように個々の収納スペースに整理されています。アレルギー対策として洗濯物は室内に干して、子どもたちも取り込みのお手伝いができるようになっていきます。身だしなみを整えるのが難しい子どもには、自ら行うことができるように支援しています。	

2 - (4) 住生活	第三者 評価結果
① 住居全体が生活の場としての安全性や快適さを配慮したものになっている。	a
② 発達段階に応じて居室等の整理整頓、掃除等の習慣が定着するよう支援している。	a
(特に評価が高い点、改善が求められる点)	
住居全体が明るく清潔感があり、ゆったりとくつろげる空間となっています。子どもたちの写真が飾られていたり、可愛らしい装飾や身長計もあり、子どもが喜びそうな雰囲気を作っています。各自の机やベッドもあり、自分のスペースとして確保されています。荷物置きは共有の個別のスペースが十分あり、養育者と共に管理しやすくなっています。戸締りの指導などは年齢や特性に合わせて対応しています。落書きしたところを養育者と一緒に消す作業をするなど、自分でしたことへの後始末をするようにしています。	

2 - (5) 衛生管理、健康管理、安全管理	第三者 評価結果
① 医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、適切に対応している。	a
② 発達段階に応じ、身体の健康を自己管理できるよう支援している。	a
(特に評価が高い点、改善が求められる点)	
養育者も含め全員の検温を毎日するなど、健康状態に気を配っています。医療機関と連携を取り、看護師資格を持った養育者が子どもの発達段階に合わせて、受診や薬の説明をしています。排泄後の始末が必要な子どもには手助けをしています。理髪店が苦手で利用できない子どもには、養育者が様子を見ながら数日に分けて散髪をすることもあります。歯磨き粉を最初につけて置いておくことにより、磨いたかどうかの確認ができ、子どもたち自身も忘れずに済むのでトラブル防止にも寄与しています。	

2 - (6) 問題行動に対する対応	第三者 評価結果
① ホーム内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないようホーム全体に徹底している。	b
② 子どもの問題行動に適切に対応している。	b
(特に評価が高い点、改善が求められる点)	
障害特性の強い子どもを中心に生活が回っていますが、子どもの中で暴力やいじめ、差別が生じないように観察し即座に対応することを心がけています。児童相談所とは定期的な会議や支援記録を提出するなどして情報を密に共有しています。学校や保育所、放課後等デイサービスとも連携して随時対応をしています。学校の先生とは毎日のようにサポート日誌のやり取りをしています。それでも、子どもの問題行動への対応に苦慮することがあり、養育者は連携機関に相談をしたり、研修などを受講して対応を学んでいます。そうした研修を通して、学んだ問題行動に対する適切な支援技術を他の補助員も習得できることが望まれます。	

2 - (7) 自主性、自律性を尊重した日常生活	第三者 評価結果
① 子どもが余暇を有効に活用できるよう配慮している。	a
② 買い物や外出、旅行などは、子どもとともに計画し、実施している。	a
③ 子どもの発達段階に応じて、金銭の管理や使い方など経済観念が身につくよう援助している。	b
④ ホームが地域に開かれ子どもが友人や地域との関係を深められるよう支援している。	a
(特に評価が高い点、改善が求められる点)	
原則、子どもがやりたいことはやらせたいとのことです。具体的には、公民館に囲碁を学びに行かせたり、お祭りやイベントにも積極的に参加させるようにしています。友人がいつでも遊びに来てほしいような雰囲気づくりに努めていますが、障害特性上トラブルが起きやすく長続きはしないとのことです。ホーム長の方針として、労働することにより金銭を得ることを伝えたいとの思いがあり、お手伝いをした分だけお小遣いを渡すようにしています。但し、子どもの中にはお金を計画的に使えず衝動的な無駄遣いもあり、金銭管理が課題としてあげられています。	

2 - (8) 学習支援、進路指導等	第三者 評価結果
① 学習環境を整備し、学力に応じた学習支援を行っている。	a
② 学校との連携により子どもの状況に応じた支援を行っている。	a
③ 学校を卒業する子どもの進路について、幅広い選択肢のもと、「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。	a
<p>(特に評価が高い点、改善が求められる点)</p> <p>自分の部屋に個別の机が備えられており、学習環境は整えられています。宿題に関しても、その日の出来具合の様子など業務日誌にも書かれてあり、日常的に学習支援をしています。学校ともよく連携が取られていて、先生の方から相談や質問を受けることもあるとのこと。進路選択や就職を考える対象の年齢の子どもは現在いません。</p>	

2 - (9) メンタルヘルス	第三者 評価結果
① 虐待を受けた子どもなど心理的なケアを必要とする場合は、心理的な支援ができるよう関係機関と連携している。	b
② 子どもの年齢・発達段階に応じて、異性を尊重し思いやりの心を育てるよう、性について正しい知識を得る機会を設けている。	b
<p>(特に評価が高い点、改善が求められる点)</p> <p>児童相談所や、クリニック、精神科の担当の医師や心理士などと連携して対応しています。クールダウンが必要な子どもには、ゆっくりと外を眺める場所や自室に1人で籠るなどの幾つかの方法が定着しています。一方、性教育に関しては、養育者も参観日などに出席して子どもと一緒に授業を受けています。異性の体に興味を持ち始めている子どもの対応として、裸で部屋を歩かないなどルールを作って取り組んでいます。興味本位で人の体に触らないこと、また触られる側もそれはいけないこととして認識する働きかけが必要であることを課題として伝えています。</p>	

2 - (10) 家族とのつながり	第三者 評価結果
① 児童相談所等と連携し、子どもと家族との関係調整を図ったり家族からの相談に応じる体制づくりができています。	b
② 関係機関と連携し、子どもと家族の関係づくりのために面会、外出、一時帰省などの機会を保障している。	a
<p>(特に評価が高い点、改善が求められる点)</p> <p>児童相談所と連携し、子どもの気持ちを尊重しながら家族との面会を決めています。日常的な学校や地域、ホームの情報などは、トラブル防止のため、敢えて家族には直接ではなく児童相談所を通して伝えています。また家族と子ども間の電話でのやり取りも児童相談所にて行われています。</p>	